



# 15のいす

主役は「あなた」

最高裁判所判事

泉 徳 治

我が国においても、昭和3年から昭和18年にかけて、刑事事件の一部について陪審による裁判が行われていました。裁判にかかった日数は、平均で1.7日、最長は7日でしたが、陪審員は、その間、裁判所に設置された陪審員宿舎に宿泊し、いわゆる缶詰状態になるという、本格的なものでした。この陪審裁判では、12名の陪審員が、刑事裁判に立ち会い、被告人は犯罪行為を行ったか否かという裁判長の問いに対し、多数決による決定に基づいて「然り」(有罪)、「然らず」(無罪)という答申を行いました。15年間で460件の殺人や放火等の事件について陪審裁判が行われたにすぎませんでした。その18%の81件について無罪の答申がされました。陪審件数が10件以上の裁判所で無罪率が高かった裁判所は、60%の仙台地裁、37%の秋田地裁、30%の横浜地裁といったところです。裁判所は、陪審の答申を不当と判断した場合には、別の陪審員を選んで陪審裁判のやり直しをすることができました。無罪の答申があった24件について、陪審

裁判のやり直しがされましたが、それでも6件で無罪が維持されました。これらの数字から、明治憲法の下でも、陪審員がかなり自主性をもって判断をしていたことが分かります。



現在の憲法の下では、国や社会を動かす「主役」は、まさに、「あなた」です。その「あなた」に、裁判にも参加していただきというのが、1年半後に始まる「裁判員制度」です。「裁判員制度」では、原則として裁判官3人、裁判員6人の9人で裁判をすることになりますが、無作為抽出で裁判員に選ばれば、誰もが裁判の結果について9分の1の決定権を持つこととなります。特別の資格を持たない一市民が、国の決定にこれだけの影響力を与えること

ができるという制度は、他にはないでしょう。裁判員となる権利は、民主主義社会の市民の権利ですから、大切にしてほしいと思います。そして、この制度が一つのきっかけとなって、我が国の国民が更に積極的に社会の主役を演じるようになればよいと願っております。